

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後支援法に伴う改正	改 正 案	現 行
目次	目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 (略)	第二章 (略)	第二章 (略)
第一節 第二節 (略)	第一節 第二節 (略)	第一節 第二節 (略)
第二節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所等 (第二十二条)	第二節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所等 (第二十二条)	第三節 助産施設、母子生活支援施設及び 保育所への入所 (第二十二条)
第二十四条	第二十四条	二十四条
第四節 第八節 (略)	第四節 第八節 (略)	第四節 第八節 (略)
第三章～第八章 (略)	第三章～第八章 (略)	第三章～第八章 (略)
附則	附則	附則
第六条の三 (略)	第六条の三 (略)	第六条の三 (略)
② この法律で、放課後児童健全育成事業とは 、小学校に就学している児童であつて、その 保護者が労働等により昼間家庭にいないもの に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を 利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、 その健全な育成を図る事業をいう。	② この法律で、放課後児童健全育成事業とは 、小学校に就学している児童であつて、その 保護者が労働等により昼間家庭にいないもの に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を 利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、 その健全な育成を図る事業をいう。	② この法律で、放課後児童健全育成事業とは 、小学校に就学しているおおむね十歳未満の 児童であつて、その保護者が労働等により昼 間家庭にいないものに、政令で定める基準に 従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設 を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて 、その健全な育成を図る事業をいう。
③～⑥ (略)	③～⑥ (略)	③～⑥ (略)

(7) この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

(8) (略)

(9) この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修修了者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

(7) この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

(8) (略)

(9) この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修修了者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

(7) この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

(8) (略)

(9) この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者ではある（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修修了者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適當と認めるものをいう。(以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業

(10) この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、

を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適當と認めるものをいう。(以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業

(10) この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、

(新設)

保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- (11) この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- (12) この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するため自ら設置する施設又は事業主から委託を受けた当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは

保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

- (11) この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

- (12) この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

(新設)

幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施

(新設) 設において、保育を行う事業

(13) この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

(14)

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

(12) この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、総合こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

(13)

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

(新設)

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、

幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする

総合こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

② (略)

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、前項の事項を調査審議するため児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又は

その他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案

に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居

宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案

に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居

宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該

し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

(略)

② 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児・幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたもののを除く。）において保育しなければならない。

し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

(略)

③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児・幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者が申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

第二十四条 市町村は、子ども・子育て支援法に定めるところによるほか、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童に必要な保育を、保育所、総合こども園若しくは第五十九条の二第一項の規定による届出をした施設のうち政令で定める基準に該当するもの（次項及び第四十六条の二第一項において「保育に係る施設」という。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）により確保するための措置を講じなければならない。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育

な保護をしなければならない。

(3) 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(4) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨する。

(3) 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(2) 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育に係る施設又は家庭的保育事業等が不足し又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育に係る施設又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、当該保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(3) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨する。

(4) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは総合こども園における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。

所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合には、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

- ⑤ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならぬ。

- ⑥ 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育

育を受けることができるよう支援しなければならない。

- ④ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定するこども園給付費若しくは特例こども園給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るもの）を除く。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは総合こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは総合こども園に入所を委託して、保育を行わなければならぬ。

給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を探ることができるものとする。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

(7)

市町村は、第三項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

(5)

市町村は、第二項の規定による調整及び要請並びに第三項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行ふものとする。

(5)

市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者が、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第一十五条の規定による通告又は

前条第二項第一号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は

前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第四項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は

前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係

る市町村の長に報告し、又は通知すること。

る市町村の長に報告し、又は通知すること。

る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第一十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第

第二十六条 児童相談所長は、第一十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

二号の措置が適當であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 保育の利用等が適當であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

五 児童自立生活援助の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 第二十一条の六の規定による措置が適當であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適當であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

二号の措置が適當であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 保育の実施等が適當であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

五 児童自立生活援助の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 第二十一条の六の規定による措置が適當であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適當であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

二号の措置が適當であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 保育の実施等が適當であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

五 児童自立生活援助の実施が適當であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 第二十一条の六の規定による措置が適當であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適當であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第三十二条 (略)

② (略)

第三十二条 (略)

② (略)

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限並びに第二十四条第三項の規定による調整及び要請、同条第四項の規定による勧奨及び支援並びに同条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれたる教育委員会に委任することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第

③ 市町村長は、第二十四条第二項の規定による調整及び要請、同条第三項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれたる教育委員会に委任することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十四条第四項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれたる教育委員会に委任することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十二条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二

二号並びに第二十七条第一項第二号の措置

当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十二条の六、第二十四条第五項若しくは第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する处分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

二十七三条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十二条の六、第二十四条第四項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する处分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十二条の六、第二十四条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する处分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条の八 市町村、社会福祉法人その他者は、社会福祉法に定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

<p>(2) 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出で、放課後児童健全育成事業を行うことができる。</p>
<p>(3) 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>

<p>(4) 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p>
<p>(3) 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>

<p>(4) 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止ようとするとときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p>
<p>(3) 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>

<p>(2) 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項につ</p>
<p>(2) 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項につ</p>

(新設)

(新設)

いっては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は前項の場合について準用する。

(3) 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(4) 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができ

いっては厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(3) 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は前項の場合について準用する。

(3) 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(4) 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができ

(新設)

る。

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。

二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）

る。

第三十四条の十五 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十五 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けること
がなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉
に関する法律で政令で定めるものの規定
により罰金の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくな
るまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定で
あつて政令で定めるものにより罰金の刑
に処せられ、その執行を終わり、又は執
行を受けることがなくなるまでの者であ
るとき。

二 申請者が、第五十八条第二項の規定に
より認可を取り消され、その取消しの日
から起算して五年を経過しない者（当該
認可を取り消された者が法人である場合
においては、当該取消しの处分に係る行
政手続法第十五条の規定による通知があ
つた日前六十日以内に当該法人の役員（
業務を執行する社員、取締役、執行役又
はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧

問その他いかなる名称を有する者であるがを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。

(又はその事業を管理する者その他の政令で定める使人)（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相當であると認められるものとして

厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五

条第五項第四号ホにおいて同じ。)が
第五十八条第二項の規定により認可を取
り消され、その取消しの日から起算して
五年を経過していないとき。ただし、当
該認可の取消しが、家庭的保育事業等の
認可の取消しのうち当該認可の取消しの
処分の理由となつた事実及び当該事実の
発生を防止するための当該家庭的保育事
業等を行う者による業務管理体制の整備
についての取組の状況その他の当該事実
に関するものとして厚生労働省令で定めるも
が有していた責任の程度を考慮して、本
本文に規定する認可の取消しに該当しな
いこととすることが相当であると認めら
れるものとして厚生労働省令で定めるも
のに該当する場合を除く。

申請者が、第五十八条第二項の規定に
よる認可の取消しの処分に係る行政手続
法第十五条の規定による通知があつた日
から当該処分をする日又は処分をしない
ことを決定する日までの間に第七項の規
定による事業の廃止をした者(当該廃止
について相当の理由がある者を除く。)
で、当該事業の廃止の承認の日から起算
して五年を経過しないものであるとき。
ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の

規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保

育に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

又申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいづれかに該当する者であるとき。

④市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。

⑤市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める

教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい。事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるとときは、第二項の認可をしないことができる。

⑥ 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

(削る)

③ 国及び都道府県以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭

的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするとときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業

等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 家庭的保育事業等に從事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項で

第三十四条の十六 都道府県は、家庭的保育事

業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一 家庭的保育事業等に從事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項で

第三十四条の十六 家庭的保育事業を行う市町

村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

③ 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするとときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

あつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(③) 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(②) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(③) 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わざかつ児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(④) 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第

あつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(③) 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(②) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(③) 都道府県知事は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(④) 都道府県知事は、家庭的保育事業等を行

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に對して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に對して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(②) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(③) 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するため必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

(④) 都道府県知事は、家庭的保育事業を行

一項の基準に適合せざる者に對し、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不当に營利を図り

、若しくはその事業に係る児童の待遇につき不當な行為をしたときは、その者に對し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

町村に對して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき、

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の待遇につき不當な行為をしたとき

に違反したとき。

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は

厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は

厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童

(新設)

病児保育事業を行う者に對して、必要と認め
る事項の報告を求め、又は当該職員に、関係
者に對して質問させ、若しくはその事業を行
う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の
物件を検査させることができる。

- (2) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は
前項の場合について準用する。

- (3) 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が
この法律若しくはこれに基づく命令若しく
はこれらに基づいてする処分に違反したとき
又はその事業に関し不當に営利を図り、若
しくはその事業に係る児童の待遇につき不当
な行為をしたときは、その者に対し、その事
業の制限又は停止を命ずることができる。

- 第三十四条の十八の三 国及び都道府県以外の
者は、社会福祉法の定めるところにより、子
育て援助活動支援事業を行うことができる。
(2) 子育て援助活動支援事業に従事する者は、
その職務を遂行するに当たつては、個人の身
上に関する秘密を守らなければならない。

- 第三十五条 国は、政令の定めるところにより
、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施
設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除
く。）を設置するものとする。

病児保育事業を行う者に對して、必要と認め
る事項の報告を求め、又は当該職員に、関係
者に對して質問させ、若しくはその事業を行
う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の
物件を検査させることができる。

- (2) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は
前項の場合について準用する。

- (3) 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が
この法律若しくはこれに基づく命令若しく
はこれらに基づいてする処分に違反したとき
又はその事業に関し不當に営利を図り、若
しくはその事業に係る児童の待遇につき不当
な行為をしたときは、その者に対し、その事
業の制限又は停止を命ずることができる。

- 第三十四条の十八の三 国及び都道府県以外の
者は、社会福祉法の定めるところにより、子
育て援助活動支援事業を行うことができる。
(2) 子育て援助活動支援事業に従事する者は、
その職務を遂行するに当たつては、個人の身
上に関する秘密を守らなければならない。

- 第三十五条 国は、政令の定めるところにより
、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施
設、保育所及び総合こども園を除く。）を設
置するものとする。

(新設)

- 第三十五条 国は、政令の定めるところにより
、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施
設及び保育所を除く。）を設置するものとす
る。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、

児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）を除く

く。以下この条、第四十五条、第四十六条、
第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第
七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五
十八条において同じ。）を設置しなければな
らない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限りる。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならぬ。

一、当該保育所を經營するためには必要な経済的基盤があること。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、
児童福祉施設（総合こども園を除く。以下こ

の条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の一、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める項目を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が 第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があ

つた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する認可程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の

理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、本本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二条の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をする」とが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該

申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所(当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいづれかに該当する者のあるものであるとき。

ル申請者が、法人でない者で、その管理者が、イからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(6) 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

(7) 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。

(8) 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項に

おいで同じ。) の利用定員の総数(同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるとときは、第四項の認可をしないことができる。

⑨ 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑥ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない

ならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の児童に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は児童の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするとき

は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、総合こども園を除く。）とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものを日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条の二 総合こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の児童に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は児童の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童

福祉施設を廃止し、又は休止しようとするとき

は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第三十九条 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受け、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受け、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

（新設）

発達を助長することを目的とする施設とする

することを目的とする施設とする。

② 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるものほか、認定こども園法の定めるところによる。

第四十五条 (略)

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊娠婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③・④ (略)
の

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項に規定により第二十四条第五項又は第六項の規定

② 総合こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、総合こども園法（平成二十四年法律第 号）の定めるところによる。

第四十五条 (略)

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊娠婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

の

③・④ (略)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項に規定により第二十四条第四項の規定による措置

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

第四十五条 (略)

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

一・二 (略)

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊娠婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

の

③・④ (略)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権

による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会（からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育所若しくは認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第三項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 (略)

② ④ (略)

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又

に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会（からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四条第二項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 (略)

② ④ (略)

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第四項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又

限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会（からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(新設)

第四十七条 (略)

② ④ (略)

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第四項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又

等を行つた都道府県又は市町村の長に報告し

子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一五 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一五 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一五 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二 (削る。)

六の二 (削る。)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことによる保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の二 (略)

六の二 (略)

六の三 (略)

六の三 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 第二十四条第四項の措置（都道府県又は市町村の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第四項の措置（都道府県及び

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るもの）を除く。）

四 市町村の設置する保育所における保育を行ふことによる保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する

道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。) に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用
(削る。)

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援法第二十七条第一項、第二十八条第一項(第二号に係るもの)を除く。)、第二十九条第一項又は第三十条第一項(第二号に係るもの)の規定により施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

市町村以外の者の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。) に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用
(削る。)

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第四項の規定による措置に係る児童が、子ども・子育て支援法第二十七条第一項又は第二十八条第一項(第二号に係るもの)を除く。)の規定によりこども園給付費又は特例こども園給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

保育所における保育を行うことによる保育費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要する費用
(削る。)

七 子育て短期支援事業の実施に要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要する費用

十 家庭的保育事業の実施に要する費用

十一 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 削除

第五十二条 削除

定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条

①～② (略)

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④～⑩ (略)

⑪ 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号及び第七号から第十二号までを除く。）に規定する

地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条

①～② (略)

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④～⑩ (略)

⑪ 保育所又は総合こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号及び第七号から第十二号までを除く。）に規定する

地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条

①～② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの人から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことによる児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④～⑩ (略)
(新設)

該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育

は総合こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は総合こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所又は総合こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する指定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例二ども園給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教

・保育に要した費用の額を超えるときは、
当該現に特定教育・保育に要した費用の額
()の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項
第二号に規定する特別利用保育を受けた幼
児 同条第二項第二号の規定による特例施
設型給付費の額及び同号に規定する市町村
が定める額(当該市町村が定める額が現に
当該特別利用保育に要した費用の額を超
るときは、当該現に特別利用保育に要した
費用の額)の合計額から同条第四項におい
て準用する同法第二十七条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除して得た額()
当該支払がなされなかつたときは、当該合
計額

(削除)

育・保育に要した費用の額を超えるときは、
当該現に指定教育・保育に要した費用の
額)の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項
第二号に規定する特別利用保育を受けた幼
児 同条第二項第二号の規定による特例施
設型給付費の額及び同号に規定する市町村
が定める額(当該市町村が定める額が現に
当該特別利用保育に要した費用の額を超
るときは、当該現に特別利用保育に要した
費用の額)の合計額から同条第四項におい
て準用する同法第二十七条第五項の規定に
により支払がなされた額を控除して得た額()
当該支払がなされなかつたときは、当該合
計額

(合計額)

三 子ども・子育て支援法第二十八条第一項
第三号に規定する特別利用教育・保育を受
けた幼児 同条第二項第三号の規定による
特例こども園給付費の額及び同号に規定す
る市町村が定める額(当該市町村が定める
額が現に当該特別利用教育・保育に要した
費用の額を超えるときは、当該現に特別利
用教育・保育に要した費用の額)の合計額
から同条第四項において準用する同法第二
十七条第五項の規定により支払がなされた
額を控除して得た額(当該支払がなされな

かつたときは、当該合計額

(三) 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(12) 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるとときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(新設)

子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受

子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第二号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項

けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項
第一号に掲げる額から同条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除して得た額（
当該支払がなされた額を控除して得た額（
掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号
の規定による特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する政令で定める額を限度と
して市町村が定める額（当該市町村が定め
る額が現に当該特定地域型保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に特定地域
型保育に要した費用の額）の合計額

第一号に掲げる額から同条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除して得た額（
当該支払がなされた額を控除して得た額（
掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号
の規定による特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する政令で定める額を限度と
して市町村が定める額（当該市町村が定め
る額が現に当該指定地域型保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に指定地域
型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ど
も・子育て支援法第三十条第二項第二号の
規定による特例地域型保育給付費の額及び
同号に規定する市町村が定める額（当該市
町村が定める額が現に当該特別利用地域型
保育に要した費用の額を超えるときは、当
該現に特別利用地域型保育に要した費用の
額）の合計額から同条第四項において準用
する同法第二十九条第五項の規定により支
払がなされた額を控除して得た額（当該支
払がなされた額を控除して得た額（当該支
払がなされなかつたときは、当該合計額）
三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ど
も・子育て支援法第三十条第二項第三号の
規定による特例地域型保育給付費の額及び
同号に規定する市町村が定める額（当該市
町村が定める額が現に当該特定利用地域型

第一号に掲げる額から同条第五項の規定に
より支払がなされた額を控除して得た額（
当該支払がなされた額を控除して得た額（
掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号
の規定による特例地域型保育給付費の額及
び同号に規定する政令で定める額を限度と
して市町村が定める額（当該市町村が定め
る額が現に当該特定地域型保育に要した費
用の額を超えるときは、当該現に指定地域
型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ど
も・子育て支援法第三十条第二項第二号の
規定による特例地域型保育給付費の額及び
同号に規定する市町村が定める額（当該市
町村が定める額が現に当該特別利用地域型
保育に要した費用の額を超えるときは、当
該現に特別利用地域型保育に要した費用の
額）の合計額から同条第四項において準用
する同法第二十九条第五項の規定により支
払がなされた額を控除して得た額（当該支
払がなされなかつたときは、当該合計額）
三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ど
も・子育て支援法第三十条第二項第三号の
規定による特例地域型保育給付費の額及び
同号に規定する市町村が定める額（当該市
町村が定める額が現に当該特定利用地域型

町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額（合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改変、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものである

保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額（合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改変、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものである

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改変、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものである

こと。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施を必要とする児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条第一項に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一・二 (略)

③ (略)

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二

こと。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施を必要とする児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② (略)

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は保育の実施等を必要とする児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

② 前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六条及び第五十八条に規定するもののほか、次に掲げる権限を有する。

一・二 (略)

③ (略)

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保する（新設）

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するため必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び総合こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において

項において「保育所等」という。)の整備に

関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

- (2) 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)「」との当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

(3) 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

- (4) (略)

「保育所等」という。)の整備に関する計画

(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

- (2) 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)「」との当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

(3) 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

- (4) 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項又は第二十七条第一

を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六、第二十四条第四項又は第二十七条第一項若しくは第二

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による措置

項若しくは第二項の規定による措置及び保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

② (略)

第五十六条の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第五十六条の八 市町村長は、当該市町村にお

項の規定による措置及び保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

② (略)

第五十六条の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所及び総合ども園の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

第五十六条の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② (略)

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大し

及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

ける保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業（以下この条において「保育等」という。）を行う保育所をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（法人に限る。）を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携保育法人」という。）として指定することができる。

② 市町村長は、前項の規定による指定（第十項において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

ている市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画（以下「市町村保育計画」という。）を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施について特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行ふ者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に 関し必要な事項

(3) 公私連携保育法人は 第三十五条第四項の

規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

(4) 市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人が協定に基づき公私連携型保育所における保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携保育法人に対し、当該設備を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、又は譲渡するものとする。

(5) 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

(6) 公私連携保育法人は 第三十五条第十二項の規定による廃止又は休止の承認の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関し意見を付すことができる。

(7) 市町村長は、公私連携型保育所の運営を通

切にさせるため、必要があると認めるときは、
公私連携保育法人若しくは公私連携型保育
所の長に対し、必要な報告を求め、又は当
該職員に、関係者に対して質問させ、若しく
はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その
他の物件を検査させることができる。

(8) 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、
前項の場合について準用する。

(9) 第七項の規定により、公私連携保育法人若
しくは公私連携型保育所の長に対し報告を求
め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ
、若しくは公私連携型保育所に入検査をさせた市町村長は、当該公私連携型保育所につ
き、第四十六条第三項又は第四項の規定によ
る処分が行われる必要があると認めるときは、
理由を付して、その旨を都道府県知事に通
知しなければならない。

(10) 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理
由なく協定に従つて保育等を行つていないと
認めるときは、公私連携保育法人に対し、協
定に従つて保育等を行うことを勧告すること
ができる。

(11) 市町村長は、前項の規定により勧告を受け
た公私連携保育法人が当該勧告に従わないと
きは、指定を取り消すことができる。
(12) 公私連携保育法人は、前項の規定による指

定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携型保育所について、第三十五条第十二項の規定による廃止の承認を都道府県知事に申請しなければならない。

(13) 公私連携保育法人は、前項の規定による廃止の承認の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該保育等に相当する保育等の提供を希望する者に対し、必要な保育等が継続的に提供されるよう、他の保育所及び認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(削る。)

第五十六条の九 保育の実施への需要が増大している都道府県（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定都道府県」という。）は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、当該供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定都道府県は、前項の計画（以下「都道

府県保育計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定都道府県は、都道府県保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

④ 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県保育計画の提出があつたときは、遅滞なく、これを第一項の主務省令で定める子育て支援事業を所管する他の大臣に通知しなければならない。

⑤ 特定都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村長、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の十 都道府県は、市町村に対し、市町村保育計画の作成上の技術的事項につい

(削る。)

て必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

- ② 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県保育計画の作成の手法その他都道府県保育計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

(削る。)

第五十六条の十一 国及び地方公共団体は、市町村保育計画又は都道府県保育計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助をするように努めなければならない。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる

② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて

第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第三項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定ことも園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

②～⑦ (略)

第五十九条の二 第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は第三十九条第一項

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは総合こども園法第十二条の届出をしていないもの又は

第三十五条第四項の認可若しくは同法第十二条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

②～⑦ (略)

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

第五十九条 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児）は施設に立ち入り、その施設の設備若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができ。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

に規定する業務を目的とする施設（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第十七条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 施設の名称及び所在地
二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三 建物その他の設備の規模及び構造
四 事業を開始した年月日
五 施設の管理者の氏名及び住所
六 その他厚生労働省令で定める事項

育をする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設（少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 施設の名称及び所在地
二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三 建物その他の設備の規模及び構造
四 事業を開始した年月日
五 施設の管理者の氏名及び住所
六 その他厚生労働省令で定める事項

を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

②、③（略）

第五十九条の七

（削除）

この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

附 則

第七十三条 第二十四条第三項の規定の適用についてには、当分の間、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第一項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市

第五十九条の七 第五十六条の十第一項における主務大臣は、厚生労働大臣とする。ただし、同項の援助のうち他の大臣が所管する子育て支援事業（第五十六条の九第一項の主務省令で定めるものに限る。）に係るものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣とする。

② この法律における主務省令は、厚生労働省令とする。ただし、第二十一条の九各号に掲げる事業に該当する事業のうち厚生労働大臣以外の大臣が所管するものに関する事項については、厚生労働大臣及びその事業を所管する大臣の発する命令とする。

町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 第四十六条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「第二十四条第五項」とあるのは、「保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第五項」と、同項中「母子保護の実施のための委託」とあるのは、「母子保護の実施のための委託」若しくは保育所における保育を行うことの委託」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 児童福祉法の改正に伴う経過措置

(波線部分は修正による影響部分)

修正後の整備法

政府案

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(削る)

第八条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(削る)

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十五第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」

2)

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

3)

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

(削る)

とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

4) この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十二項に規定する病児保育事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5)

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第十三項に規定する子育て援助活動支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条 この法律の施行の際現に存する第七条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第三十五条第二項又は第三項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用について

は、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

2 この法律の施行の際現に存する旧児童福祉法第三十五条第四項の規定により設置された保育所（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育のみを行うことを目的とするものを除く。）に対する施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの」とあるのは「保育を必要とする乳児・幼児」と、同条第二項中「児童であつて満三歳以上のもの」とあるのは「児童（乳児及び幼児を除く。）」とする。

(削る)

第十条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法附則第七条第一項の規定により読み替えられた同法」とする。

2 子ども・子育て支援法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定が適用される場合における施行日から起算して三年を経過した日から施行日から起算して十年を経過する日までの間の新児童福祉法第五十二条並びに第五十六条第十一項第一号及び第三号の規定の適用については、これらの規定中「子ども・子育て支援法」とあるのは、「子ども・子育て支援法

法附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法」とする。

第八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第号)附則第九条第一項(第三号口に係る部分を除く。)の規定が適用される施設型給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第六条の規定による改正後の児童手当法第二十二条及び第二十三条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号中「同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定による施設型給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例施設型給付費の額及び同号イ」と、「同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同法附則第九条第一項第二号イの規定による特例こども園給付費の額及び同号」とあるのは「同号口(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、「同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必

第九条 の法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた第六条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」とい

第十二条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うことによる費用についての市町村及
第一項第一項(第三号口に係る部分を除く。)の規定が適用されるこども園給付費、特例こども園給付費又は特例地域型保育給付費に係る保護者に対する新児童福祉法第五十六条第十一項及び第十二項並びに第四十条の規定による改正後の児童手当法第二十二条及び第二十三条の規定の適用については、当分の間、新児童福祉法第五十六条第十一項第一号に掲げる額から同条第五項」とあるのは「同法附則第九条第一項第一号の規定によるこども園給付費の額及び同号イに規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額)の合計額から同法第二十七条第五項」と、「同号に掲げる額」とあるのは「当該合計額」と、「第二十八条第二項第一号の規定による特例こども園給付費の額及び同号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イの規定による特例こども園給付費の額及び同号」と、「同項第二号中「同条第二項第二号」とあるのは「同号口(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第二十八条第四項」と、「同条第十二項第二号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ」と、「同号」とあるのは「同号イ(1)」と、「同条第四項」とあるのは「同法第三十条第四項」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

う。) 第二十四条第一項の規定による保育所における保育を行うこと
に要する費用についての市町村及び都道府県の支弁並びに都道府県及
び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者から
の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育
て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条
第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的
保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、な
お従前の例による。

び都道府県の支弁並びに都道府県及び国庫の負担並びに当該費用につ
いての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従
前の例による。

2 施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育
て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条
第五項に規定する養育支援訪問事業及び同条第九項に規定する家庭的
保育事業の実施に要する費用についての市町村の支弁については、な
お従前の例による。